1. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第15条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. 取扱店

この預金の預入れは、当店でのみ取扱います。また、 払戻しは当店のほか当行本支店のどこの店舗でも 取扱います。

3. お取引照合表の保管

この預金の取引明細は、当行が作成する 「貯蓄預金お取引照合表」に記載して交付しますので、別に交付した「貯蓄預金(照合表口)取引明細帳」にとじ込んで保管してください。

4. 証券類の受入れ

- (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、 配当金領収証その他の証券で直ちに取立のでき るもの(以下「証券類」という。)を受入れます。 但し、証券類の受入れは口座開設店に限ります。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかん にかかわらず、所定の金額欄記載の金額によっ て取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

5. 振込金の受入れ

- (1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。預金口座の状態などで、振込金を受入しない場合があります。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

6. 受入証券の決済、不渡り

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経 過後その決済を確認したうえでなければ、預金 の払戻しはできません。その払戻しができる予 定の日は、貯蓄預金お取引照合表の所定の欄に 記載します。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- (3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を 受けたものにかぎり、その証券類について権利 保全の手続をします。

7. 預金の払戻し

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

8. 利用手数料

貯蓄預金(照合表口)の利用については、当行所定の利用手数料をいただきます。この手数料は半年分をとりまとめ、毎年4月と10月の7日(休日の場合は翌営業日)に指定を受けた口座より自動的に引落すものとします。

9. 利息

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。)1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎月当行所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高(以下「基準残高」といいます。)は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間 当該期間における毎日の最終残高に応じた店 頭表示の「基準残高以上利率」
 - ②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間 当該期間における毎日の最終残高に応じた店 頭表示の「基準残高未満利率」

10. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったときは、直ちに書面によって届出てください。また、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合の預金の払戻しは、当行所定 の手続をした後に行ないます。この場合、相当 の期間をおき、また、保証人を求めることがあ ります。

11. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選 任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名 その他必要な事項を書面によって届出てくださ い。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。

貯蓄預金規定 (照合表口)

- (4)第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5)第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を 届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ない ものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類に つき偽造、変造その他の事故があってもそのために 生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引に かかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他 第三者の権利を設定すること、または第三者に 利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. 取引等の制限

- (1)預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、 当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を 保持している旨を当行所定の方法により届出る ものとします。当該預金者が当行に届出た在留 期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一 部を制限することができるものとします。
- (3)第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する 預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の 説明内容、およびその他の事情を考慮して、当 行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、 もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ があると判断した場合には、次の取引について 制限を行うことができるものとします。
 - ①不相当に多額または頻繁と認められる現金で の入出金取引
 - ②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等 外為取引全般
 - ③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供 与、または経済制裁関連法令等への抵触のリ スクが高いと判断した個別の取引
- (4)第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限 についても、預金者から合理的な説明がなされ たこと等により、マネー・ローンダリング、テ 口資金供与、または経済制裁関係法令等への抵 触のおそれが解消されたと認められる場合、当 行は速やかに前3項の取引等の制限を解除しま す。

15. 解約等

(1)この預金口座を解約する場合には、発行済の「貯

- 蓄預金 (照合表口) 取引明細帳」を持参のうえ、 当店または当行本支店に申し出てください。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行は この預金取引を停止し、または預金者に通知す ることにより、この預金口座を解約することが できるものとします。なお、通知により解約す る場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解 約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発 信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明 らかになった場合または預金口座の名義人の 意思によらずに開設されたことが明らかにな った場合
 - ②この預金の預金者が第13条第1項に違反した 場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公 序良俗に反する行為に利用され、またはその おそれがあると認められる場合
 - ④法令で定める本人確認等における確認事項、 および第14条第1項で定める当行からの通知 等による各種確認や提出された資料が偽りで ある場合
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥預金者が口座開設申込時に申告した利用目的 どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、 または口座開設後一定期間この預金口座を利 用せず、当行が預金者の届出住所または届出 電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑦前①から⑥の疑いがあるにも関らず、正当な 理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に 関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴

力団員等」という。) に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与している と認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を 図る目的または第三者に損害を加える目的 をもってするなど、不当に暴力団員等を利 用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、また は便宜を供与するなどの関与をしていると 認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者 が暴力団員等と社会的に非難されるべき関 係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の いずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または 暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
- (4)第2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、発行済の「貯蓄預金(照合表口)取引明細帳」を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

16. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知また は送付書類を発送した場合には、延着しまたは到 達しなかったときでも通常到達すべき時に到達し たものとみなします。

17. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事 故が生じた場合には、本条各項の定めにより相 殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を 担保するため、もしくは第三者の当行に対する債 務で預金者が保証人となっているものを担保す るために質権等の担保権が設定されている場合 にも同様の取扱いとします。

- (2)相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入

- 金等の債務がある場合には充当の順序方法を 指定してください。ただし、この預金で担保 される債務がある場合には、当該債務または 当該債務が第三者の当行に対する債務である 場合には預金者の保証債務から相殺されるも のとします。
- ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指 定する順序方法により充当いたします。
- ③①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、 遅延損害金等の計算については、その期間を相 殺通知が当行に到達した日までとして、利率、 料率は当行の定めによるものとします。また、 借入金等を期限前弁済することによる損害金等 は支払いを要しないものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の 手続について別の定めがあるときには、その定 めによるものとします。ただし、借入金の期限 前弁済等について当行の承諾を要する等の制限 がある場合においても相殺することができるも のとします。
- 18. 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る 資金の活用に関する法律について

この預金について10年を越えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条6項の休眠預金等に該当するものとして、この預金にかかる資金は、同法第7条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、休眠預金規定が適用されます。

19. 規定の変更

- (1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の 状況の変化その他相当の事由があると認められ る場合には、当行ウェブサイトへの掲載による 公表その他相当の方法で周知することにより、 変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上